

# Newsletter Citizen's eyes vol.33

2023年9月10日発行 / ジャーナリズムを考える市民連絡会とやま

連絡先 ☎ 090-4680-6336 <https://civic-journalism.wixsite.com/mysite>

## 見たい映画が見られる町に

今見たい映画が二つある。一つが8月から都市圏で封切になった、映画「テレビ、沈黙。放送不可能。II」。放送法を解釈変更し、政治的公平を理由として、テレビ局の停波を可能とする経緯を書いた総務省文書内部告発問題を映像でまとめた映画と、もう一つが関東大震災時に千葉で起きた虐殺事件を描いた映画「福田村事件」。これは9月から都市圏で封切。富山の映画館で上映されるだろうか。何れも現時点での富山の文化の程度を測る指標になるに違いない。(お)

## 関東大震災とメディア—レイピスト神話

堀江 節子

今年には関東大震災から100年、各種メディアで地震や防災、地震によって生じる様々な社会問題、人権問題などについて歴史的な考察がなされている。ここでは「不逞鮮人」の言葉に代表される「朝鮮人虐殺」と朝鮮人への偏見差別を地方紙（富山）から考察する。関東大震災以降、朝鮮人差別が強まり、固定化した。全国規模で差別が進んだ理由はメディア（当時は新聞のみ）によるといわれていることから、関連記事を抽出した。さらに、金富子（東京外国語大学教授）の論文「関東大震災時のレイピスト神話—官憲資料と新聞報道を中心に」（大原原社会問題研究所雑誌 No.669/2014.7）を参考に、性暴力と虐殺の関係を考えた。なお、「不逞鮮人」などの歴史的な差別用語はそのまま使用し、旧字体は新字体に改めた。

### 関東圏から遠い地方紙の報道

富山では、最初に震災報道があったのは「北陸タイムス」3日朝刊である。多くの記事は文頭に「長野電話」とあり、2日朝刊のほとんどが伝聞で皇族・貴族の安否、震源地の推測、被害が大きい地域や火災被害の記事などである。地域情報として「富山—東京間が不通」「安否問い合わせで郵便局は多忙」「義捐金の募集」などがあり、写真はないが題目は東日本大震災報道と変わらない。

同日「富山日報」夕刊は同じく「長野電話」だが、他紙の3日朝刊の伝聞か、震災の詳細が載る。1面トップに「阿鼻叫喚の大修羅場 / 一報はヨリ一報と惨また惨 / 銃声頻しきりに聞え宛然たる戦場 / 戒厳令布かるるも秩序恢復せず」「百鬼夜行の帝都 / 不逞鮮人の放火 / 電通鹿子木氏目撃談」と見出しに書くが、本文には噂が

あると書く。他、「鮮人の暴動」の2件の記事。2面には6件の関連記事があるが、うち1件は「名古屋電話」で「囚人三百脱獄逃走し、婦女子を凌辱し私財強奪」。あとは「横浜で不逞鮮人と衝突して一個小隊全滅 / まったく戦場と化す」「鮮人二千 / 発電所襲撃」「鮮人四百捕縛」「鮮人凶器を以て罹災民を襲う / 軍隊鮮人を射殺中」「不逞鮮人蜂起形勢」「不逞鮮人四百名逮捕 / 携帯した爆弾は全部押収」「不逞鮮人と支那人 / 暴徒化して爆弾を投付く…軍隊出動し片端から斬捨て」「災害の帝都に百鬼夜行 / 不逞鮮人の群が各所に放火」、4面に「鮮人取締の厳行 / 本県では問題は無い」との自社記事がある。

4日「北陸タイムス」朝刊。1面は政府方針や軍隊の出動、支援物資の配送などだが、名古屋、大阪経由の



図1 1923年9月4日北陸タイムス2面 8件の不逞鮮人見出し

電話による情報が増える。2面には「富山日報」3日夕刊とほぼ同内容の「不逞鮮人」の見出し記事8件を面上方に並べて朝鮮人の暴動を印象付ける操作をする(図1)。地域情報では「鮮人の流言蜚語 魚津町民警戒す」と書く。

4日「北陸タイムス」夕刊のトップ記事は「進行中の列車に爆弾を投ぜんとした不逞鮮人」、次に、「鮮人二千の大部隊御殿場駅を襲撃中」「横浜で不逞鮮人と衝突して一個小隊全滅した」「爆弾を持った鮮人各地へ」など、列車や駅、全滅という言葉が並び、全国へ流言と恐怖を広げる。

5日「富山日報」には「鮮人と社会主義者/高崎で群衆に殺さる」「金沢駅構内の鮮人労働者/全部姿消す」の記事。6日になり、各紙に都内の写真が掲載される。「北陸タイムス」には、「〇〇〇二百名が突如船橋無線電信局を襲い滅茶滅茶に破壊」の記事がある一方、「鮮人を見れば紛糾する群衆心理/警察官の群衆警戒嚴重/地方の鮮人を脅威する(停車場に徘徊する善良で哀れな朝鮮人にまで暴行を加えてはならない…場合によっては厳罰に処す)」と解説のような記事が載る。7日に、内閣総理大臣の告示「民衆自ら濫みだりに鮮人を迫害するな」が報じられ、8日「富山日報」の「不逞人共謀鎮静」を最後に「鮮人」の記事は消える。

在京新聞社のほとんどは大きな被害を受けており、焼け残った「東京日日新聞」は3日から新聞を発行した。富山の2社はともに長野から電話で聞き取り、事実を確認することなく掲載したものであろう。事実確認しないまま報じた理由を考えなければならない。

8日「高岡新報」は1面トップに「非常事に際して動ぜぬ沈着な日本人の態度/滞在中の外国人嘆賞す」と現在もよく見る記事だ。流言飛語や朝鮮人が暴動を起したとのデマを報じ、日本人に虐殺された事実を報じなかったことを隠す意図があつてのことだろう。同日の「富山日報」にも同種の記事がある。

9日「北陸タイムス」には、8日に被災者の救護と人身の安定治安の保持を指示する訓令と、朝鮮人への流言が厳罰に処される「流言取締勅令」が出たと載る。鑑定の結果毒薬混入はないと過去の自社記事②を否定する。以降、地域の朝鮮人は通常どおり平穏との記事が折につけ載せる。

## レイピスト神話と新聞報道

10月20日、司法省は一部朝鮮人の暴動は事実であったと発表した。金富子は、新聞報道を分析し、各新聞は朝鮮人暴動を事件として報道したがいずれも加害者・被害者の氏名不詳で所在不明であるとして事実無根であり、自警団による暴行と相殺する意図によると批判する。加えて、どの記事も放火強盗などの次に性暴力が書かれると記事を提示する。表1⑥の強姦も凌辱も性暴力である。金は、官憲資料から、強姦流言は震災当日に横須賀で発生し、2日以降は東京を含めて広まった。火災の広がりとともに強姦の流言が広まり、虐殺を引き起こしたとする。すなわち、強姦流言は「レイピスト神話」を創り出し、日本人男性集団(自警団)のナショナリズムと家父長意識を刺激し、虐殺の行動に駆り立てた、と主張する。

震災直後の地方紙が事実確認なしに流言を事実として報道したことに加え、20日以降の司法省発表の際、朝鮮人による暴動と強姦のデマを再度新聞が報じた。これが日本人の脳に朝鮮人は反抗的暴力的であり、性暴力さえ厭わないとの偏見を刻印したと金富子は加えて主張する。その背景には、3・1独立運動があり、不景気下の日本人の雇用不安に加えて震災による不安もあり、さらに朝鮮出兵を経験した在郷軍人会を中心に自警団が作られたことが被害を大きくしたと筆者は考える。

表1 すべてデマ報道 ～「北陸タイムス」と「富山日報」の同種見出し

	3日「富山日報」夕刊	4日「北陸タイムス」朝刊
①	横浜で不逞鮮人と衝突して一個小隊全滅/まったく戦場と化す	我軍と不逞鮮人団/大森方面で大衝突
②	不逞鮮人蜂起形勢	避難民に爆弾を投じ/井戸水に毒薬を投入
③	鮮人凶器を以て罹災民を襲う/軍隊鮮人を射殺中	横須賀戒厳令布告か/不逞鮮人入込み略奪暴行/死傷十数万人に上り大混乱
④	災害の帝都に百鬼夜行/不逞鮮人の群が各所に放火	爆弾石油缶を携えて/不逞鮮人東京へ入込む
⑤	不逞鮮人と支那人/暴徒化して爆弾を投付く…軍隊出動し片端から斬捨て	不逞鮮人はドシドシ銃殺
⑥	囚人三百脱獄逃走し、婦女子を凌辱し私財強奪	三百の鮮人/強盗や強姦 横浜監獄を逃亡して
⑦	鮮人二千発電所襲撃	不逞鮮人/発電所襲撃
⑧	不逞鮮人四百名捕縛/携帯した爆弾は全部押収	鮮人四百名逮捕/爆弾も押収

## 《コラム》 沖縄のいま (24)

# 辺野古設計変更不承認に関する 二つの訴訟

小原 悦子

そもそも、どんな訴訟か

大浦湾側の軟弱地盤改良工事のために、沖縄防衛局は沖縄県に辺野古設計変更申請をし、県は軟弱地盤の地質調査が不十分であることなどを理由に不承認とした(21年11月)。これに対し、沖縄防衛局は行政不服審査制度を使って公有水面埋立法を所管する国土交通相に審査請求し、国交相は県の不承認を取り消した。その上で、設計変更を承認するよう県に「是正の指示」を出した。

沖縄県は、不承認の取り消しと是正の指示は「違法な国の関与」だとして、国地方係争処理委員会に申し出たが、係争委は国交相の採決を違法ではないと判断。沖縄県はこの判断を不服として国を提訴し(22年8月)、2件の訴訟が行われていた。

何が決定するのか

8月24日、最高裁第1小法廷(岡正晶裁判長)は、県の不承認を取り消した国交相の採決について福岡高裁那覇支部の判決を妥当だとして、県の上告を受理しない決定をした。是正の指示については、9月4日に上告審判決を言い渡すとした。つまり、弁論が開かれないうまま、高裁支部判決が確定することになる。

しかし、最高裁判決で沖縄県の敗訴が決定しても、沖縄県が設計変更を承認しない限り沖縄防衛局は大浦湾側の埋め立て工事に着工できない。

新聞報道 全国紙と沖縄紙

24日の最高裁決定について、朝日新聞と琉球新報の2紙を読み、記事の底に流れる記者たちの心情の違いを感じた。

8月25日の朝日新聞。1面左肩に縦4段抜き大見出し「辺野古 沖縄県敗訴確定へ」、続いて「軟弱地盤工事再開の可能性」。

28面に「辺野古判断迫られる知事 国申請を承認か『民意』か」と政局解説。記事の中で、「最高裁の判断を受け、設計変更申請を承認すれば、自らの政治生命に直

結しかねない。ただ、行政のトップが最高裁判決に従わないのは異例だ。」と二者択一しかないかのような書きぶりだった。

一方、同日の琉球新報は1面トップで、横大見出し「辺野古2訴訟 県敗訴へ」、縦4段で「国関与取り消し認めず 最高裁、不承認巡り判断」。

2面で、「法廷闘争、来月剣が峰 『是正の指示』判決、県対応焦点」。解説で「県の戦略練り直しも」。識者談話として、本多滝夫氏(竜谷大教授・行政法)のコメント「あきらめないことが大事」。

25面で、「県は闘う姿勢続けて」、「辺野古訴訟県敗訴へ 県民悔しさ、葛藤」と題して市民の声を伝えている。20代男性の声「政府が司法の上において三権分立ができていない。原発処理水の放出と一緒に、政府が一度決めたことは変えられないという怖さがある」。市民団体メンバーの声「県は最高裁判決に屈することなく、再度の不承認や撤回など、あらゆる手法で埋め立てを阻止してほしい」。住民による抗告訴訟を提起している原告の一人は「県は初心を貫き、県民の命と暮らしを守るため、私たち住民と協力して頑張してほしい」。

県民は知事を激励

8月28日の昼に、オール沖縄会議が「知事、頑張れ! 沖縄県民は屈しない」と緊急抗議集会を呼びかけ、県



ブログ「チョイさんの沖縄日記」2023年8月28日

<https://blog.goo.ne.jp/chuy/e/f1a2ea48e0d06114c6278ca9d7920d41>

庁前広場に約 300 人が集まった。9 団体連名で「最高裁判決後、設計変更申請を承認しないよう求める要請書」を知事宛に提出し、以下の 2 項目を強調した。

1、最高裁で敗訴が確定しても、設計変更申請を承認することなく、再度の不承認、または、埋立承認を再撤回すること。

2、再度の設計変更申請不承認、埋立承認の再撤回の事由を検討するために、2015 年、翁長知事が埋立承認を取り消した際のように、有識者による第三者委員会を設置すること。

県外からも知事の不承認維持を激励する取り組みが進められている。

### 疑問が残る最高裁「お墨付き」

いくら最高裁が国にお墨付きを与えても、いくつもの疑問が残る。

●国の行政機関である沖縄防衛局が同じ国の行政機関である国土交通相へ行政不服審査請求することが妥当

なのか。●国地方係争処理委員会の審査も裁判所の審理でも、沖縄県が不承認とした理由の一つ一つを審査せずに結論を出しているのは、なぜか。それは正しい採決のあり方なのか。●そもそも、辺野古移設が「普天間の危険性の除去」の唯一の方法なのか。●この国は本当に三権分立なのか。司法は砂川裁判最高裁判決以来、日米安保条約関連の訴訟には一切政府に逆らわないことを鉄則にしているのではないか。●憲法第 8 章の地方自治はお飾りなのか。●「安全保障は国の専権事項」という常套句は民主主義国家としてあるべき姿なのか。●70%の米軍専用施設を沖縄に押し付け、その上に自衛隊のミサイル配備、日米軍による要塞化を進める日本の政策は、沖縄を軍事植民地としてしか見做していない醜悪な姿ではないか。憲法に照らして間違っているのではないか。

(2023 年 8 月 30 日)

## 原発「処理汚染水」の海洋放出報道に欠けていること

大島俊夫

2023 年 8 月 25 日の新聞各紙が同様な見出し（「処理水の海洋放出の開始」）をつけながら福島第一原発の原発「処理汚染水」の海洋放出問題を大きく取り上げた。今回 8 月 20 日前後から 8 月終わりまでの各紙の新聞報道に関して、気づいたこと、2 点を書く。

### タンクの中の『処理水』の問題

そもそも処理水放出問題の中心である、専門家グループも問題視しているタンクの「処理水の安全性」については十分論じた記事はほとんど見当たらない。処理水放出差し止め提訴への記事の中で安全性への懸念を簡単に伝えるだけだ。（8 月 24 日朝日「原告の弁護団は放出の安全性は確認されていないと主張」）

環境 NGO FoE Japan は「Q & A A L P S 処理汚染水、押さえておきたい 14 のポイント」の中で、海洋放出するタンクに貯蔵された A L P S（多核種除去装置）による処理された処理水にはトリチウムやその他の放射性物質が残留していること。しかもタンクにある水の 7 割が、トリチウム以外の放射性物質が規制基準を超えて残留しているため「処理水」とはいえないと指摘。タンクにあるのはそもそも A L P S で除去できないトリチウムと他の有害な放射性物質を含んだ汚染水であり、「処理水は 11 年の炉

心溶融事故で溶け落ちた核燃料を冷却した後の汚染水を多核種除去設備（A L P S）で浄化処理しトリチウム以外の放射性物質を取り除いた水」（8 月 23 日の読売新聞）という説明だけで、処理水の中身の問題性について報じないのはやはりおかしくないか。

参考※ 2018 年 8 月 19 日共同配信の「基準値超の放射性物質検出、福島 トリチウム以外、長寿命も」

### トリチウムの有害性

A L P S で除去されないトリチウム水については「大量に摂取しない限り人体への影響はないとされる」。（出典：日経新聞 2023 年 8 月 23 日「きょうのことば」）

トリチウムを体内に取り込みたんぱく質や脂肪などの有機物と結合し有機結合型トリチウムとなった時、体外への排泄が遅くなり結合した部位で低いエネルギーだが、ベータ線を出し続け細胞を損傷、白血病やがんなどの健康被害を生じる危険性がある（参考：「被曝インフォデミック」（西尾正道著 / 寿朗社）が、報道においては、その点にはまったく触れていない。

報道に必要な問題における多様な論点の提示と、問題が環境や健康に害を与える問題ならば、報道する側に求められる「予防原則」にもとづく報道が、今回の原発「処理水」海洋放出報道では、果たして十分だったといえるだろうか。